

軽井沢町森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

軽井沢町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、軽井沢町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 軽井沢町の森林面積は 9,725.61ha であり、そのうち民有林が 2,933ha (30.16%)、国有林が 6,792ha (69.84%) を占めている。
- 民有林人工林 1,161ha のうち、所有者自らが森林整備等の管理をする森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）が 405.4ha 存在している。
- 軽井沢町内では、長野県林業公社（県認定）、森泉山財産組合（県認定）、佐久森林組合（町認定）により団地（区域面積 368.04ha、うち人工林 273.31ha）の森林経営計画が策定されている。
- 令和元年度の台風災害では送電線、電話線などが被災したほか、風倒木や土砂災害が起り、住民の生活を脅かした。
- 軽井沢町ではこれら森林の管理が住民の生活・生計の維持を図るうえで重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

○ 森林整備の推進

町内の民有林（森林）は会社有林（ホテル、保養所）や個人有林（別荘）が多いという特徴を有しており、森林管理に対する関心が薄い事が懸念されるため、森林経営管理制度方針に基づき森林経営管理権の設定を推進し、これら森林を適正に経営管理することで内外に誇ることが出来る「森と高原の快適環境」の実現に繋げる。また、多発する災害の防止や多様な生態系を育む森林を維持していくために、持続的に間伐等の森林整備が実施できる仕組みを構築し、森林の有する多面的機能の高度発揮が持続可能となる森林形態を維持管理していく取り組みを進める。

なお、この様な森林管理の円滑な事業実施のために林地台帳の整備を進め、その精度向上に努める。

○ 普及啓発の推進・木材利用の促進

地域の人々の森林整備への関心を深めるために、森林経営管理制度の周知を含めた説明会の開催等により幅広く森林管理の重要性を周知する。また、環境に優しい木材の積極的活用を促進するために、公共建築物での積極的利用に加えて一般住宅での木材利用の支援を行う。また、町貯木場利用の周知や、一般町民や森林所有者を対象とした講演会やイベントを開催するほか、広報誌での周知にも努め、普及啓発に取り組む。

○ 人材育成・担い手確保の推進

多様な森林を持続的に維持・管理していくために、地域住民や森林所有者が積極的に森林整

備に参加する仕組みが重要であるため、身近な森林を対象とした植栽や間伐等の森林整備のガイドライン策定に取り組むと共に、森林管理の中心的な役割を担う森林組合を始めとした林業事業体や NPO 法人との連携を図り、担い手育成のための研修会等の実施により人材育成に努める。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林
 - 佐久森林組合（町認定）
 - 長野県林業公社（県認定）
 - 森泉山財産組合（県認定）
- ・公有林（町有林）
- ・団体有林等
 - 独立行政法人、宗教法人、財団法人、学校法人、社団法人
 - 長野県林業公社、生産森林組合、企業団
 - 株式会社、有限会社
- ・保安林、天然林（人工林の調査を優先し、保安林、天然林については必要に応じて適宜追加する。但し、景観保護やライフラインの保全等に係る地域については積極的に検討する）
- ・令和2年度森林所有者アンケート調査結果より、森林の整備に関して自身もしくは別荘管理業者への委託を検討すると回答のあった地番

イ 対象森林の絞り込み

- ・軽井沢町ハザードマップにより土砂災害危険区域に指定される区域を含む林班を抽出する。
- ・上記で抽出されない森林で、居住区域、国県道、河川沿いに連続する林班を抽出する。
- ・令和2年度に実施した森林所有者アンケート調査結果を考慮する。
- ・抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。
- ・抽出結果によらず、観光地の景観の妨げとなる場合や防災減災の観点から機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。

ウ その他対象森林への追加

- ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積…405.4ha
 - 別添、森林整備プランニングマップ統計（森林経営意向調査対象森林別）のとおり
- ・対象森林の位置…軽井沢町森林整備プランニングマップのとおり

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和3年度から開始する。
- ・意向調査は優先度の高い地区から進めることとし、その計画は別紙1のとおりとする。

- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別に対応（戸別訪問、地区説明等）することも検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。

4 意向調査確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、軽井沢町による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・地籍調査結果に基づき対象森林を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断された場合には、関係する森林組合等に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の森林経営計画の樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施とする。
- ・森林環境譲与税は軽井沢町森林環境整備基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・軽井沢町森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しに在っては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、佐久地域の市町村と連携し情報共有その他連携して進める事項の検討を進める。

別紙1 森林経営管理制度に基づく意向調査対象森林

年度	地区名	対象林班	面積 (ha)
令和3年度	離山	61	57.8
令和6年度	中軽井沢・離山	20. 57. 59. 60. 62. 63	91.1
令和9年度	下発地・上発地・馬取	11. 12. 14. 16. 22. 23. 24. 26. 27. 28. 29. 30. 31	95.8
令和12年度	千ヶ滝西区・追分・借宿・油井・軽井沢	19. 21. 32. 33. 35. 36. 37. 38. 51. 53. 54. 65. 66. 67. 68. 69. 70	98.7
令和15年度	茂沢	39. 40. 47. 48. 49. 50	62.0

※ 意向調査の実施順位の考え方

- ・意向調査から経営管理集積計画の策定、間伐整備までを3年間で1サイクルとして行う。
- ・進捗状況によっては、前倒しで調査することも検討する。
- ・実施地区の順序については、防災減災の観点を踏まえ必要に応じて変更することがある。

別紙2 森林環境譲与税交付予定額

単位：千円

年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
額	3,066	6,516	6,516	8,433	8,433	10,350	10,350	10,350
年度	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)~
額	10,350	10,350	10,350	10,350	10,350	10,350	10,350	10,350